## 就学指定校の変更を許可する理由の基準及び許可できる期間

	申請理由	許可できる期間
1	児童等が,就学している学校から2キロメートル以内	当該校を卒業す
	への市内転居後,引き続き当該校に就学を希望する場	るまで
	合で,通学上支障がないと認められるとき。	
2	小学校 5 学年以上及び中学校 2 学年以上の児童等が ,	当該校を卒業す
	1 の項に規定する以外の市内転居後,引き続き当該校	るまで
	に就学を希望する場合で,通学上支障がないと認めら	
	れるとき。	
3	小学校 4 学年以下の児童及び中学校 1 学年の生徒が ,	転居日の当該年
	1の項に規定する以外の市内転居後,引き続き当該校	度末まで
	に就学を希望する場合で,通学上支障がないと認めら	
	れるとき。	
4	児童等の兄姉が就学指定校変更の許可を受けていて,	当該校を卒業す
	当該児童等本人も同一校への就学を希望する場合	るまで
5	児童等の身体的理由により,就学指定校への通学が困	申請理由が消滅
	難な状況にあり,就学先を変更することで通学の便が	するまで
	図れる場合	
6	保護者の長期入院,離婚,別居,死別,行方不明等止	申請理由が消滅
	むを得ない家庭生活上の理由により,就学指定校以外	するまで
	の学校を就学先として指定することが望ましいと認め 	
	られる場合	
7	保護者の就労等の理由により,下校後の保護に欠ける	申請理由が消滅
	状況にあるため,祖父母宅等適切な監護のできる預か	するまで
	り先から通学する場合で,通学上支障がないと認めら	
	れるとき。ただし,申請時の学齢が小学校3学年以下	
	に限る。	+
8	住宅の購入等転入の予定があり,予定地の就学指定校	転居予定期日ま
	にあらかじめ就学を希望する場合で,通学上支障がな 	で
	いと認められるとき。	
9	住宅購入や就労等の理由により,住民登録を異動した	実際の転出日の
	│が,実際の転出が遅れ,生活実体が異動前の住所にあ │ <sub>2</sub> tB ☆	当該学期末まで
1.0	る場合	数女の司卓がツ
1 0	│その他特別な理由により,教育的配慮を要する場合 │	教育的配慮が必
		要と教育委員会
		が認める期間